

## 「介護サービス情報の公表」制度について

平成17年の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の改正により、平成18年度から、介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等で提供する仕組みとして導入されている「介護サービス情報の公表」制度については、有効に活用されていないとの指摘があったことから、平成23年の法改正において、事業者の負担の軽減と利用者にとって分かり易くするという観点から、所要の見直しが行われました。

この見直しに伴い、本県においては、手数料によらない運営にするとともに、介護サービス情報の充実を図るため、下記のとおり取扱うこととしましたので、御理解、御協力をお願いします。

### 記

#### 1. 対象サービス

対象サービスは以下のとおりです。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション
- (5) 通所介護
- (6) 療養通所介護
- (7) 通所リハビリテーション
- (8) 福祉用具貸与
- (9) 短期入所生活介護
- (10) 短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- (11) 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- (12) 認知症対応型共同生活介護
- (13) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- (14) 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- (15) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）
- (16) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- (17) 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- (18) 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）

- (19) 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- (20) 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- (21) 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）
- (22) 特定福祉用具販売
- (23) 居宅介護支援
- (24) 介護老人福祉施設
- (25) 介護老人保健施設
- (26) 介護療養型医療施設
- (27) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- (28) 夜間対応型訪問介護
- (29) 認知症対応型通所介護
- (30) 小規模多機能型居宅介護支援

なお、平成24年度から新設された定期巡回・随時対応サービス及び複合型サービスについては、平成24年度においては公表対象とせず、平成25年度から公表対象とすることを検討しております。

## 2. 報告、調査及び公表について

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2に規定する報告に関する計画を定め、併せて、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画を一体的な計画とし、「かがわ介護保険情報ネット」において公表しています。

### (1) 報告について

#### ① 対象事業所

新規事業所については、基本情報のみの報告です。

既存事業所については、基本情報及び運営情報(旧調査情報)の報告が必要です。

※ 基準日である1月1日以前の1年間において、介護報酬額が100万円以下である事業所については、報告の義務付けはありませんが、本制度を活用し、広く事業所の情報を提供するため、報告が義務付けされていない事業所についても、基本情報については報告を求めることとしますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、介護報酬額が0円の場合は除くこととしますが、事業を行う意思のある事業所については対象とします。

#### ② 報告方法

インターネットのWEBを利用して「介護サービス情報報告システム」によりお願いします。報告システムの登録内容がそのまま公表されますので、内容を十分確認の上、御報告ください。

報告に必要なIDとパスワードは別途通知を行います。

## (2) 調査について

平成23年の法改正により、報告に関して必要があると認めるときに、調査を行うことができることとされました。

### ① 調査指針

国は調査についてのガイドラインを示し、本県においては、国のガイドラインを参酌し、平成24年4月に調査に関する指針を定め、これに従い調査を行うこととしました。指針については、「かがわ介護保険情報ネット」において公表しています。

### ② 実地指導との同時調査

県は、指針において、事業所の負担を考慮し、また、情報の正確性を担保するため、実地指導において同時に調査を行うこととしました。

また、自ら調査を希望する事業所に応じて、調査も行います。

### ③ 調査主体

香川県と高松市が調査を行います。

平成24年度より指導権限が法定移譲されたので、実地指導と同時に調査が行えるよう、香川県事務処理の特例に関する条例により調査権限等を高松市に移譲し、高松市に所在地がある事業所については、高松市が調査を行います。

### ④ 確認内容

新規事業所は基本情報を、既存事業所は基本情報及び運営情報について確認します。

### ⑤ 内容の訂正

調査により指摘を受けた事項については、事業所で報告システムにより訂正をお願いします。

## (3) 公表について

「香川県介護サービス情報公表システム」により公表します。

報告内容に記入漏れ等があった場合は報告の差し戻しをされることがあります。

なお、公表は報告受理後1月程度を目途に行うこととしています。

## 3. 運営について

平成23年度より香川県において運営を行っています。

(1) 報告及び公表事務については、引き続き香川県において行います。

(2) 調査について次のとおり取り扱います。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| ① 高松市に所在地がある事業所   | 高松市 |
| ② 高松市以外に所在地がある事業所 | 香川県 |

## 4. インターネットによる公表について

平成24年10月より、国が開発した新システムにより公表を行います。

利用者の目線に立ち、「見やすい」「使いやすい」「わかりやすい」システムを構築し、利用者の選択を支援できるホームページとなっています。

「香川県 介護サービス情報公表システム」(<http://www.kaigokensaku.jp/>)  
をご覧ください。

- ◎ かがわ介護保険情報ネットのトップページ「香川県介護サービス情報」からもアクセス  
できます。

## 5. 公表等に係る手数料について

以前は公表等について手数料をいただいておりますが、平成23年度より手数料を廃止  
し、手数料によらない運営を行うこととしました。

本制度の運営に御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

### 【参考】

事業所	年度	報告	調査	公表
既存事業所	平成22年度	基本情報 調査情報	調査手数料26,000円 (調査情報について現地確認)	公表手数料10,000円 (基本情報及び調査情報を公表)
	平成23年度 は(経過的使用)	なし	調査手数料なし (現地確認なし)	公表手数料なし (平成22年度の基本情報 及び調査情報を引き続き 公表)
	平成24年度 以降	基本情報 運営情報	調査手数料なし 実地指導と同時に調査	公表手数料なし (基本情報及び運営情報 を公表)
新規事業所	平成22年度	基本情報		公表手数料10,000円 (基本情報を公表)
	平成23年度 (経過的使用)	基本情報		公表手数料なし (基本情報を公表)
	平成24年度 以降	基本情報	実地指導と同時に調査	公表手数料なし (基本情報を公表)

連絡先	住所	電話
<b>【報告、調査及び公表】</b> 香川県健康福祉部 長寿社会対策課 在宅サービスグループ	〒760-0017 高松市番町4-1-10 (香川県庁本館17階)	087-832-3274
<b>【調査(高松市に所在地のある事業所のみ)】</b> 高松市健康福祉局 介護保険課	〒760-0017 高松市番町1-8-15 (高松市役所本庁舎1階)	087-839-2326